

新旧対照表

○神奈川県立公文書館条例施行規則

新	旧
<p>第1条～第17条 (略) (公文書館資料の館外貸出しの承認等)</p> <p>第18条 館長は、次に掲げるものに、公文書館資料の館外貸出しをすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第31条第1項</u>の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条～第25条 (略)</p> <p>第1号様式～第11号様式 (略)</p>	<p>第1条～第17条 (略) (公文書館資料の館外貸出しの承認等)</p> <p>第18条 館長は、次に掲げるものに、公文書館資料の館外貸出しをすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法<u>第29条</u>の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第19条～第25条 (略)</p> <p>第1号様式～第11号様式 (略)</p>